

島根大学医学部における成績評価に係る不服申立てに関する取扱要項

(平成29年4月5日医学部教授会決定)

- 1 この要項は、島根大学における成績の評価に関する取扱要項の規定に基づき、島根大学医学部における成績評価の疑義に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 成績評価に関する問い合わせは、島根大学における成績の評価に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）第6項第2号に定める取扱いとする。
- 3 医学部専門教育科目について、前項の問い合わせを受けて行われた説明の内容に異議があり、自己の成績に不服がある学生（以下「申立者」という。）は、医学部長に対して不服を申し立てることができる。
- 4 不服申し立ての手続き等は、次のとおりとする。
 - (1) 申立者は、成績評価に関する不服申立書（別紙様式第1号）（以下「申立書」という。）に必要事項を記入し、医学部長に提出するものとする。
 - (2) 医学部長は、教務学生委員会委員長（以下「教務学生委員長」という。）及び教務学生委員会委員（以下「教務学生委員」という。）若干名で構成される調査委員会を設置するものとする。なお、調査委員会には、必要に応じて教務学生委員以外の教員を加えることができるものとする。ただし、教務学生委員長又は教務学生委員が当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）であった場合には、担当教員を除く教務学生委員長が指名した委員長代行者及び教務学生委員若干名で構成される調査委員会が対応するものとする。
 - (3) 調査委員会は、申立書の提出に対して以下のように対応するものとする。
 - (3)－1. 申立者と面談し、申立書の内容確認を行う。
 - (3)－2. 担当教員と面談し、申立書の実事確認を行う。
 - (3)－3. 調査内容を基に報告書を作成し、医学部長に提出する。
 - (4) 医学部長は、成績評価に関する申立書に対する回答書（別紙様式第2号）（以下「回答書」という。）を作成し、申立者に手交するものとする。
- 5 申立者が申立てを行うことができる期間は、第2項に定める成績評価に関する問い合わせを受けて担当教員による説明が行われた日から起算して10日以内とする。
- 6 進級判定又は卒業認定に関わる成績評価に対する不服申立てについては、前項の規定にかかわらず、第2項に定める成績評価に関する問い合わせを受けて担当教員による説明が行われた日から原則として3日以内とする。
- 7 医学部長は、申立てのあった日から原則として1か月以内に、申立者に回答するものとする。
- 8 成績評価に係る不服申立ては、当該期間の当該科目に対して1回のみとする。
- 9 回答書の内容に対する申立者からの再調査の要求は、認めない。

附 則

この要項は、平成29年4月5日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年5月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和2年12月2日から実施する。

成績評価に関する不服申立書

令和 年 月 日

島根大学医学部長 殿

医学部 学科 第 学年

学生番号

(自署) 氏 名

下記のとおり、成績評価に関する不服を申し立てます。

記

1. 授 業 科 目 _____

2. 担当教員氏名 _____

3. 申 立 内 容 _____

成績評価に関する不服申立てに対する回答書

令和 年 月 日

申立者
医学部 学科 第 学年

殿

島根大学医学部長

下記のとおり，調査結果を回答します。

記

1. 授業科目 _____

2. 担当教員氏名 _____

3. 申立内容 _____

4. 調査結果 _____
